

## 第4章 労働争議の調整

### 第1節 概 要

令和7年に当労働委員会に係属した調整事件は、前年からの繰り越しの3件であり、前年と比較して9件減少した。係属事件の内訳は、すべてがあっせんであった。

係属した3件は別表1（調整事件一覧表）のとおりであり、1件があっせん案の受諾により解決し、2件が打ち切りにより終結した。

近年の調整事件の新規申請件数をみると、平成12年以降一桁台で推移しており、令和5年は6件、令和6年は9件申請があった。また、業種別では「医療、福祉」に係る申請が多くなっている。

令和7年に係属した労働争議の実情調査は7件で、別表2（実情調査一覧表）のとおりであり、6件が終結し、1件が翌年に繰り越した。

なお、厚生労働省が労使交渉の実情を把握するために行っている民間主要企業調査において、令和7年春闘妥結状況は、平均要求額19,538円に対し、平均妥結額18,629円、平均賃上げ率5.52%で、前年（17,415円、5.33%）を、額で1,214円、率で0.19ポイント上回った。

県内の妥結状況は、新潟県しごと定住促進課の調査において、平均要求額17,696円に対し、平均妥結額13,595円で、前年（11,748円）を、1,847円上回った。

## 調整事件の推移

| 区分          | 項目           | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-------------|--------------|------|------|------|------|------|
| 調整<br>件数    | 新規調整件数       | 3    | 0    | 6    | 9    | 0    |
|             | うちあっせん件数     | 2    |      | 4    | 9    |      |
|             | 調停件数         | 1    |      | 2    | 0    |      |
|             | 調整の前例があったもの  | 2    |      | 3    | 1    |      |
|             | 併存組合の一方に係るもの | 1    |      | 2    | 2    |      |
| 従業員<br>別件数  | 99人以下        |      |      | 3    | 4    |      |
|             | 100人～299人    |      |      |      | 1    |      |
|             | 300人～999人    | 1    |      | 1    | 1    |      |
|             | 1000人以上      | 2    |      | 2    | 3    |      |
|             | 計            | 3    | 0    | 6    | 9    | 0    |
| 調整事<br>項別件数 | 賃金等          | 1    |      | 5    | 3    |      |
|             | 給与以外の労働条件    |      |      |      | 2    |      |
|             | 経営・人事        |      |      | 1    | 3    |      |
|             | 団交促進         | 1    |      |      | 2    |      |
|             | その他          | 1    |      | 1    | 3    |      |
|             | 計            | 3    | 0    | 7    | 13   | 0    |
| 終結<br>状況    | 前年から繰越       |      | 1    |      | 3    | 3    |
|             | 新規申請件数       | 3    |      | 6    | 9    |      |
|             | 計            | 3    | 1    | 6    | 12   | 0    |
|             | 内 解決         | 1    |      | 2    | 3    | 1    |
|             | 不調・打ち切り      |      | 1    | 1    | 5    | 2    |
|             | 取下げ          | 1    |      |      | 1    |      |
|             | 繰越           | 1    |      | 3    | 3    |      |

(注) 「調整事項別件数」については、1つの事件で調整事項が複数のものがあるため、他の区分の件数とは必ずしも一致しない。

# 調整事件の推移(産業別)

| 項 目               | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農業、林業             |        |        |        |        |        |
| 漁業                |        |        |        |        |        |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      |        |        |        |        |        |
| 建設業               |        |        |        |        |        |
| 製造業               |        |        |        |        |        |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     |        |        |        | 1      |        |
| 情報通信業             |        |        |        |        |        |
| 運輸業、郵便業           |        |        |        |        |        |
| 卸売業、小売業           |        |        | 2      |        |        |
| 金融業、保険業           |        |        |        |        |        |
| 不動産業、物品賃貸業        |        |        |        |        |        |
| 学術研究、専門・技術サービス業   |        |        |        |        |        |
| 宿泊業、飲食サービス業       |        |        |        | 1      |        |
| 生活関連サービス業、娯楽業     |        |        |        |        |        |
| 教育、学習支援業          | 1      |        | 1      |        |        |
| 医療、福祉             | 2      |        | 3      | 6      |        |
| 複合サービス事業          |        |        |        |        |        |
| サービス業（他に分類されないもの） |        |        |        | 1      |        |
| 公務（他に分類されるものを除く）  |        |        |        |        |        |
| 分類不能の産業           |        |        |        |        |        |
| 計                 | 3      | 0      | 6      | 9      | 0      |

別表 1

## 調整事件一覧表（令和 7 年係属分）

| 事件<br>番号      | 事 件 名  | 調整区分 | 申請者 | 業 種       | 組合<br>員数 | 従業<br>員数 | 申請月日       | 調整事項           | 処理<br>日数 | 調整<br>回数 | 担当委員                          | 結 果 |
|---------------|--------|------|-----|-----------|----------|----------|------------|----------------|----------|----------|-------------------------------|-----|
|               |        |      |     |           |          |          | 終結月日       |                |          |          |                               |     |
| 6<br>(調)<br>7 | 株式会社 A | あっせん | 労   | 医療・<br>福祉 | 365      | 26       | R6. 09. 20 | 懲戒処分の<br>撤回    | 165      | 3        | (公) 田中<br>(労) 桑原<br>(使) 酒井    | 解決  |
|               |        |      |     |           |          |          | R7. 03. 03 |                |          |          |                               |     |
| 6<br>(調)<br>8 | 公営企業 B | あっせん | 労   | 医療・<br>福祉 | 100      | 1, 500   | R6. 12. 19 | 給料調整手<br>当     | 78       | 1        | (公) 櫻井(英)<br>(労) 飛田<br>(使) 徳武 | 打切り |
|               |        |      |     |           |          |          | R7. 03. 06 |                |          |          |                               |     |
| 6<br>(調)<br>9 | 公営企業 B | あっせん | 労   | 医療・<br>福祉 | 100      | 1, 500   | R6. 12. 19 | 非常勤職員<br>の労働時間 | 78       | 1        | (公) 櫻井(英)<br>(労) 飛田<br>(使) 徳武 | 打切り |
|               |        |      |     |           |          |          | R7. 03. 06 |                |          |          |                               |     |

## 実 情 調 査 一 覧 表（令和 7 年）

| 番号 | 組 合 名         | 業種  | 所在地 | 組合員数 | 調査開始<br>年 月 日 | 調査事項   | 終結状況    |
|----|---------------|-----|-----|------|---------------|--------|---------|
| 1  | 新潟民医連労働組合     | 医療業 | 新潟市 | 743  | R7. 2. 27     | 賃上げほか  | 争議解決    |
| 2  | 青山信愛会職員労働組合   | 医療業 | 新潟市 | 273  | R7. 3. 7      | 賃上げほか  | 争議解決    |
| 3  | 青松会職員労働組合     | 医療業 | 新潟市 | 136  | R7. 3. 7      | 賃上げほか  | 争議解決    |
| 4  | 恵松会職員労働組合     | 医療業 | 新潟市 | 165  | R7. 3. 7      | 賃上げほか  | 争議解決    |
| 5  | 恵生会職員労働組合     | 医療業 | 新潟市 | 172  | R7. 3. 7      | 賃上げほか  | 争議解決    |
| 6  | 日本赤十字労働組合長岡支部 | 医療業 | 長岡市 | 996  | R7. 4. 1      | 人員要求ほか | (調査係属中) |
| 7  | 新潟民医連労働組合     | 医療業 | 新潟市 | 780  | R7. 10. 24    | 一時金ほか  | 争議解決    |

## 第2節 各事件の処理概要

### 1 株式会社A争議あっせん（令和6年（調）第7号）

(1) 当事者

- ア 申請者      a 労働組合  
イ 被申請者    株式会社A（医療、福祉）

(2) あっせん員      （公）田中 恒彦、（労）桑原 典子、（使）酒井 春男

(3) あっせん事項    懲戒処分の撤回

(4) あっせん結果    解決（案受諾）

(5) 申請までの経過

被申請者は、社内研修の場において、組合員Xが不適切な発言をしたことを理由として組合員Xに懲戒処分を行った。申請者は当該懲戒処分を不服とし、当該懲戒処分の撤回を求め、労働委員会にあっせんで申請した。

(6) あっせんの経過

令和6年12月9日、令和7年1月28日、同年2月20日にあっせんを実施。

申請者は、当該発言は不適切なものではなく、懲戒処分は不当である旨主張した。

被申請者は、組合員Xに不適切な言動を反省してもらう必要があると考えているため、当該懲戒処分の撤回はできない旨主張した。

あっせん員が協議の上、懲戒処分の撤回については両当事者の主張の隔たりが大きく調整することは難しいが、関係改善のためには労使の交渉ルールが必要であると判断したため、団体交渉時のルールを別記したあっせん案を提示したところ、当事者双方から受諾の回答があり、本件は解決した。

### 2 公営企業B争議あっせん（令和6年（調）第8号）

(1) 当事者

- ア 申請者      b 労働組合  
イ 被申請者    公営企業B（医療、福祉）

(2) あっせん員      （公）櫻井 英喜、（労）飛田 博之、（使）徳武 裕一

(3) あっせん事項    給料調整手当の継続支給

(4) あっせん結果    打切り（不調）

(5) 申請までの経過

被申請者では、令和6年2月から看護補助者に対する処遇改善措置として、給料調整手当（以下、「手当」。）を支給していた。しかし同年10月に、令和7年1月

から手当相当額を上回る給与増額が行われること及び財務状況が厳しいことを理由に、被申請者は令和6年12月をもって手当を廃止することを通知した。

申請者は、団交において手当の支給継続を被申請者に要求したが、議論が平行線のままであるとして、労働委員会にあっせんを申請した。

(6) あっせんの経過

令和7年2月6日にあっせんを実施。

申請者は、被申請者側から財務状況について具体的な数字が示されておらず、手当支給に係る負担が経営にどれほど影響を与えているか分からない旨主張した。

被申請者は、手当の財源としてきた補助金が打ち切られたこと、人事委員会勧告により、看護補助者は手当相当額を上回るベースアップが行われたことから、手当の支給継続は難しい旨主張した。

あっせん員が協議の上、経過措置として令和7年3月まで手当の支給継続する旨のあっせん案を提示したが、被申請者から拒否する旨の回答があったため、本件は打切りで終結した。

### 3 公営企業B争議あっせん（令和6年（調）第9号）

(1) 当 事 者

ア 申 請 者      b 労働組合

イ 被申請者      公営企業B（医療、福祉）

(2) あっせん員      （公）櫻井 英喜、（労）飛田 博之、（使）徳武 裕一

(3) あっせん事項      非正規職員の勤務時間確保

(4) あっせん結果      打切り（不調）

(5) 申請までの経過

被申請者のX科では、非正規職員について、パートタイム勤務枠及びフルタイム勤務枠（いずれも雇用期間1年）が設けられていた。申請者は被申請者に対し、令和7年度に向けた非正規職員の契約更新を行う際、勤務条件を現行から変更しないよう要望していたが、X科の非正規職員についてはフルタイム勤務枠が廃止となり、パートタイム勤務枠のみに変更されることとなっていた。

申請者は、団交において令和7年度のX科に非正規職員のフルタイム勤務枠も設けるよう被申請者に要求したが、議論が平行線のままであるとして、労働委員会にあっせんを申請した。

(6) あっせんの経過

令和7年2月6日にあっせんを実施。

申請者は、以前、非正規職員がいるすべての科の公募について労働条件を現行から変更しないよう要望した際、被申請者側も了承していた旨主張した。

被申請者は、適正な人員配置のため、現状を把握している各科に判断を委ねており、X科からはパートタイム勤務枠のみの募集を希望する回答があった旨主張した。

あっせん員が協議の上、令和8年度以降の非正規職員の公募について労使双方で協議する旨のあっせん案を提示したが、被申請者から拒否する旨の回答があったため、本件は打切りで終結した。